（要領様式第１号）

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

８資第 151 号
８上伊地環第 38-１号
８上伊地環第 52-１号
令和８年（2026 年）10 月 23 日

長　野　県　知　事
上伊那地域振興局長

１　公表する内容及び縦覧する関係図書

根　拠　条　項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第１項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第２項 （第 37 条第５項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第１項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第５項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第２項	最終見解書	○
(6) 条例第 48 条第２項	事業計画廃止届出書	

２　公表する事項

事　　項		内　　容
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		木下建設株式会社　代表取締役　木下　勝貴 長野県飯田市松尾町一丁目 22 番地
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処分業の変更許可
条例第46条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平 1901 番２、1901 番３
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破砕）
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類の破砕施設 一次破砕機　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 630.4 t/日(78.8 t/h：８時間稼働) がれき類 630.4 t/日(78.8 t/h：８時間稼働) 二次破砕機　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 258.4 t/日(32.3 t/h：８時間稼働) がれき類 258.4 t/日(32.3 t/h：８時間稼働)

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">⑤変更の概要</td><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td>○中間処理
・破砕する産業廃棄物
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td><td>○中間処理
・破砕する産業廃棄物
がれき類

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請の区分（Ⅱ）</td><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の設置許可（二次破砕機）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条例第46条</td><td>①廃棄物の処理施設の設置の場所</td><td colspan="2">長野県飯田市下久堅知久平1901番２、1901番３</td></tr>
<tr><td>②廃棄物の処理施設の種類</td><td colspan="2">廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第８号の２に規定するがれき類の破砕施設
(㈱マキテック　MS5-7F)</td></tr>
<tr><td>③処理を行う廃棄物の種類</td><td colspan="2">○破砕する産業廃棄物
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類
以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td></tr>
<tr><td>④廃棄物の処理施設の処理能力</td><td colspan="2">ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)
258.4 t/日（32.3 t/h：８時間稼動）
がれき類
258.4 t/日（32.3 t/h：８時間稼働）</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請の区分（Ⅲ）</td><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の変更許可（一次破砕機）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">条例第46条</td><td>①廃棄物の処理施設の設置の場所</td><td colspan="2">長野県飯田市下久堅知久平1901番２、1901番３</td></tr>
<tr><td>②廃棄物の処理施設の種類</td><td colspan="2">廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第８号の２に規定するがれき類の破砕施設
（㈱郷鉄工所　S6D)</td></tr>
<tr><td>③処理を行う廃棄物の種類</td><td colspan="2">○破砕する産業廃棄物
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類
以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td></tr>
<tr><td>④廃棄物の処理施設の処理能力</td><td colspan="2">ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)
630.4 t/日（78.8 t/h：８時間稼動）
がれき類
630.4 t/日（78.8 t/h：８時間稼動）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤変更の概要</td><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td>設置場所
長野県飯田市下久堅知久平1901番２、1901番３</td><td>設置場所
長野県飯田市下久堅知久平1844番</td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係図書の縦覧</td><td>縦覧に供する場所</td><td colspan="2">長野県上伊那地域振興局　環境・廃棄物対策課</td></tr>
<tr><td>縦覧期間</td><td colspan="2">令和８年　10月　26日（月）～　11月　24日（火）
(土日・祝日その他の県の休日を除く)</td></tr>
<tr><td>縦覧時間</td><td colspan="2">午前９時～午後５時</td></tr>
</table>